公募公告

国立大学法人宮崎大学(以下、「本学」という。)は、本学の教職員が、本学の教育・研究、 国際交流及び社会貢献・地域連携を目的としたプロジェクトを実施する際に必要な資金を 確保するため、インターネットを経由した不特定多数の者から寄附を募るクラウドファン ディングを活用する事を目的として別紙の公募要領等に基づき支援事業者の公募を行う。

令和元年12月6日

国立大学法人宮崎大学 契約担当役 理事 迫田 浩一郎

国立大学法人宮崎大学クラウドファンディング支援業務公募要領

1. 事業名

国立大学法人宮崎大学寄附型クラウドファンディング支援業務

2. 事業の趣旨

国立大学法人宮崎大学(以下「本学」という。)は、本学の教職員が、本学の教育・研究、国際交流及び社会貢献・地域連携を目的としたプロジェクトを実施する際に必要な資金を確保するため、インターネットを経由した不特定多数の者から寄附を募るクラウドファンディングを活用する。

3. 事業の内容

別紙 1 「国立大学法人宮崎大学寄附型クラウドファンディング支援業務仕様書」のとおり

- 4. 企画競争へ参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第4条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 平成 29 年度又は平成 30 年度において、国立大学法人など教育研究機関において同種役務(寄附型クラウドファンディング)の実績を有すること。

5. 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地 宮崎大学財務部経理調達課調達総括係 担当 河井

TEL: 0985-58-2858

FAX : 0985-58-2895

E - mail: soukatu@of.miyazaki-u.ac.jp

(2) 提出書類

①企画提案書(第1号様式) 1部

企画提案書には、次の事項等を記載した資料(任意様式) 6 部を添付すること ア 本業務における業務実施体制

- イ 平成 30 年度のクラウドファンディング実施実績(取引額、支援者(出資者)数、 プロジェクト件数、目標額に達成した割合)
- ウ 平成 29 年度又は平成 30 年度(両方ある場合は平成 30 年度)の国立大学法人など教育研究機関における寄附型クラウドファンディング実施実績一覧(大学等名、プロジェクト名、募集期間、目標寄附額、支援総額、目標寄附額に対する達成の可

否)

- エ 本業務における具体的な支援内容
- オ 手数料等の額又は獲得した寄附金に対する手数料等の割合(支援オプションなどがある場合はその手数料等の額又は割合を含む。)

カその他

- ※任意様式の提案書作成に当たっては、「審査基準」(別紙2)にある評価項目(1)及び(2)の内容を必ず含むこと。
- ②上記①の電子ファイル一式 (ファイル形式は PDF とする。) を収めた電子媒体 (CD-ROM 等) 1 部
- ③「審査基準」(別紙2) にある「個人情報の管理体制に関する評価」におけるプライバシーマークがある場合は、その写し 1部
- ④「審査基準」(別紙2) にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」におけるワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当通知がある場合は、その写し 1部
- ⑤会社等組識の概要がわかる資料 (要覧、会社案内、定款等) 1部
- ⑥誓約書(第2号様式) 1部
- (3) 作成方法及び提出方法
 - ①用紙サイズは原則としてA4判、横書きとする。
 - ②提出方法は、郵送又は持参とすること

【郵送】

- ・簡易書留、宅配便等の配達記録が残る方法で送付すること。
- ・提案書類は紙媒体及び電子媒体(CD-ROM等)で提出すること。

【持参】

- ・受付時間:平日9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)
- ・提案書類は紙媒体及び電子媒体(CD-ROM等)で提出すること。

(4) 提出期限

提出期限:令和元年12月27日(金)17時必着

(5) その他

- ①企画提案書等は、日本語及び日本国通貨を用いて作成すること。
- ②企画提案書等の作成費については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- ③提出された企画提案書等については返却しない。
- ④虚偽の内容が記載されている企画提案書等については無効とし、企画提案書の選定 についてはこれを取り消す。
- ⑤企画提案書等の提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

6. 採択事業者数

1事業者とする。但し、他のクラウドファンディング支援業務事業者の利用を禁止するような排他的条項は設けない。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。また、必要に応じて企画提案者に対するヒアリングを実施する。

(2) 審查基準

別に定める審査基準(別紙2)のとおり

(3) 選定結果の通知

選定終了後、すべての提案者に選定結果を通知する。

8. 契約締結

選定の結果、本学は、選定された者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。 なお、契約金額(手数料等の率)については調整結果を受け、業務内容を勘案して決定す るものとするので、企画提案者の提示する金額(手数料等の率)と必ずしも一致するもの ではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

9. スケジュール (予定)

(1) 公募開始

令和元年12月6日(金)

(2) 公募締切

令和元年12月27日(金)17時まで

(3) 審査・選定

令和2年1月6日(月)~令和2年1月17日(金)

(4) 契約締結

令和2年1月20日頃

(5) 契約期間

令和2年2月1日~令和3年3月31日(契約期間終了後、1年毎最長2年の契約更新の可能性あり)

10. その他

- (1) 当該事業のすべてを再委託はできない。
- (2) 当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任及び役割の分担を示すことができ、かつ適切に遂行できる企業等を選択すること。
- (3) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。
- (4) 決定した企画内容等については、発注者の意見により、変更を求めることができる。

別紙1

国立大学法人宮崎大学寄附型クラウドファンディング支援業務仕様書

1. 目的

国立大学法人宮崎大学(以下「本学」という。)は、本学の教職員が、本学の教育・研究、国際交流及び社会貢献・地域連携を目的としたプロジェクトを実施する際に必要な資金を確保するため、インターネットを経由した不特定多数の者から寄附を募るクラウドファンディングを活用する。

2. 契約期間

令和2年2月1日から令和3年3月31日までとする。

ただし、期間満了時において、契約を締結しない場合は、相手方に対し、期間満了の日から1ヶ月前までに本契約期間満了の通知をするものとし、本通知がなされない場合は、さらに同一の条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。ただし、契約の更新は最大2年までとする。

3. 業務内容

- (1) 本学の教育・研究、国際交流及び社会貢献・地域連携に活用するための寄附を受け入れる手段として、クラウドファンディング支援業務を行う。
- (2) 受注者は、本学と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる事項を行うことを任務とする。 ア プロジェクトの立ち上げ支援及び審査
 - イ 募集に係る Web ページの構築及び公開
 - ウ 広報戦略立案並びに広報活動の支援及び実施
 - エ 寄附金の収納、保管及び本学への納入又は寄附申出者への返還
 - オ 寄附者情報の本学への提供
 - カ 寄附者へのプロジェクトの実施報告やリターンの送付などのプロジェクト成立 後の支援
 - キ プロジェクトの実施状況及び終了報告に係る Web ページの構築及び公開
 - ク その他必要と認められる業務
- (3) 契約代金は、募集したプロジェクトが成立した場合に限り受注者に支払うこととし、成立しなかった場合は、手数料等の一切の経費が発生しないこととする。
- (4) 本学への寄附金は、所得税や法人税など税制上の優遇措置を受けることができること を踏まえ、受注者は寄附型クラウドファンディングの実施にあたり、当該優遇措置を 十分理解し、寄附者に対して適切に対応しなければならない。

4. 支払い

代金は成立したプロジェクトに対し各1回支払うものとし、業務完了確認後、適法な請求書を受理した日の属する月締め翌月25日(金融機関等が営業日でない場合は前日の営

業日) に支払うものとする。(寄附受入時に相殺することも可とする。)

5. その他

- (1) 当事業のすべてを再委託することはできない。当事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任と役割の分担を示すことができ、かつ適切に遂行できる企業等を選定するものとする。
- (2) 受注者は、本学と随時打合せ、情報交換等を行うことにより、緊密に連携を図りながら、業務を進めるものとする。
- (3) 本学は、必要に応じて受注者から進捗状況等について説明、報告を求めることができるものとする。
- (4) 本学は、業務完了後も当該プロジェクト事業が終了となるまでの間、当該プロジェクトへの掲載等に関するフォローについて、担当者に協力を求めることができるものとする。
- (5) 本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、契約当事者間で協議の上、決定するものとする。
- (6) 本契約について必要な細目は、国立大学法人宮崎大学役務請負契約基準によるものとする。

令和 年 月 日

国立大学法人宮崎大学 財務部経理調達課 御中

商号又は名称	:	
代表者職名	:	
代表者氏名	:	印

「国立大学法人宮崎大学寄附型クラウドファンディング支援業務」について、当団体は公募要領記載の参加資格を満たしており、下記のとおり企画提案書を提出いたします。

記

「国立大学法人宮崎大学寄附型クラウドファンディング支援業務」に関する企画提案書

1. 申請者に関	する事項				
ふりがな					
商号又は名称					
	役職名				
代 表 者	ふりがな			印又は	
役職・氏名	氏 名			署名	
	(〒	_)		
所在地					

2. 企画提案の概要	

※不足する場合は、記入スペースを増やして記載してください。

○事務連絡担	当者に	問す	ス重項
(U) = 1/51 P 1/61 P	-14 K	- 关 9 ・	么) #14は

(提案書の内容について、宮崎大学から問い合わせることがあるため、連絡窓口となる担当者について記載すること。)

(ふりがな)	
(30) (31/4)	
担当者氏名	
所属部署名	
役職名	
電話番号(内線番号)	
FAX番号	
E-mail	
書類等連絡先(団体所在地	
と異なる場合に記載)	

誓 約 書

当社は、国立大学法人宮崎大学寄附型クラウドファンディング支援業務の競争入札に参加するに当たり、下記の事項並びに過去3年間に国、国立大学法人又は地方公共団体等において、契約不履行またはこれに準じる事実が無いことをここに誓約します。

なお、本誓約書に記載の内容に相違する事実が判明した場合には、企画提案書の無効あるいは選考結果により優先交渉権者となった後にこれを取り消されても異議を申し立てません。

記

- 1. 国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しないこと
- 2. 国、国立大学法人又は地方公共団体等において、取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと
- 3. 代表者、役員又は社員が反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力を利用、若しくは反社会的勢力に協力又は関与していないこと

令和 年 月 日

国立大学法人宮崎大学 学 長 池ノ上 克 殿

商号又は名称	:	
代表者職名	:	
代表者氏名	:	印

審 査 基 準

1. 審查方法

企画提案書に基づき、国立大学法人宮崎大学クラウドファンディング事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において書類選考を実施する。また、必要に応じて、審査期間中に企画提案者に対するヒアリングや提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

2. 評価方法

評価は、下記の各項目について次の評価基準による4段階評価とし、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

【評価項目】

- (1) 事業実施主体に関する評価
 - ①業務実施体制

事業目的や事業内容を的確に理解しており、運営体制や実施方針、提案内容が具体的で優れているか。

②業務実績

運営しているクラウドファンディングのプラットフォームについて、本業務を実施する上で十分な取引額、支援者(出資者)数、プロジェクト件数及び目標寄附額に達成した割合等の実績を有しているか。

- (2) 事業内容に関する評価
 - ①企画段階での支援

企画段階から、関係者への取材、動画や写真の撮影、募集原稿の作成・編集、リターンの設定などについて、十分な支援活動が期待できるか。

②ウェブデザイン

ウェブサイトは、分かりやすく見やすい構成であり、誘因に工夫がみられるなど優れているか。また、プロジェクトのウェブページは、分かりやすく、閲覧者の理解が得られるような文章構成及び写真選定などが行われているか。

- ③プロジェクト掲載後の周知・PR方法 プロジェクト掲載後の周知・PR方法が優れているか。
- ④プロジェクト成立後の支援

寄附者へのプロジェクトの活動報告やリターンの送付などプロジェクト成立後の 支援について、十分な支援活動が期待できるか。

- ⑤手数料等の妥当性
 - 提案内容に対して、妥当な手数料等が示されているか。
- (3) 個人情報の管理体制に関する評価
 - 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマークの登録証を

有しているか。

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認 定等相当確認を受けているか。

【評価基準】

(1) 上記評価項目の「(1)事業実施主体に関する評価」及び「(2)事業内容に関する評価」に 係る評価基準

以下の評価により4段階評価を行う。

A:大変優れている

B:優れている

C:やや劣っている

D: 劣っている

- (2) 上記評価項目の「(3)個人情報の管理体制に関する評価」に係る評価基準プライバシーマークの登録証を有している=5点
- (3) 上記評価項目の「(4)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準 以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男 女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等 に準じて評価する。
 - ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)等
 - a. 認定の段階が 1 段階目(但し「労働時間等の働き方」に係る基準は満たしている こと) = 1 点
 - b. 認定の段階が2段階目(但し「労働時間等の働き方」に係る基準は満たしている こと)=2点
 - c. 認定の段階が3段階目=3点
 - d. 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合(但し策定義務がない事業主に限る。また計画期間が満了していないこと。) = 1点
 - ②次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
 - e. くるみん認定企業=1点
 - f. プラチナくるみん認定企業=2点
 - ③青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
 - g. ユースエール認定企業=2点
 - ※上記に該当する認定等を有しない場合は0点

		評価基準				
評価項目	点数	大変優れて いる	優れている	やや劣って いる	劣っている	
(1)業務実施主体に関する評価 (審査基準参照)	35					
①業務実施体制	15	15	10	5	1	
②業務実績	20	20	14	8	2	
(2)事業内容に関する評価 (審査基準参照)	60					
①企画段階での支援	10	10	7	4	1	
②ウェブデザイン	10	10	7	4	1	
③プロジェクト掲載後の周知・PR方法	10	10	7	4	1	
④プロジェクト成立後の支援	10	10	7	4	1	
⑤手数料等の妥当性	20	20	14	8	2	
(3)個人情報の管理体制に関する評価 (4)ワーク・ライフ・バランス等の打進に関する評価(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する)	É 3	-般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマークの登録証を有している場合は評価を行う。 以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区				